

和洋女子大学教学マネジメント評価報告書

自立して社会で活躍する女性の育成を目指して

2018年3月30日

和洋女子大学教学マネジメント評価委員会

1. 平成 29 年度の和洋女子大学教学マネジメント評価委員会

委員会は学長を中心とした教学マネジメント体制をつくり、大学の自己点検・評価、大学の内部質保証、3つのポリシーの達成度などの評価について、外部有識者を含めた委員会を組織して検討し、教育の質の向上に資することを旨とするものである。

平成 28 年度に組織を立ち上げ、自己点検状況などについての外部評価を受けた。平成 29 年度は、次の 2 点について検討を行った。

- ① 和洋女子大学自己点検報告書の様式変更の確認と今後の運営について
- ② 大学と地域との連携を強化するための地域連携協議会の検討

2. 検討結果のまとめ

- ① 和洋女子大学自己点検報告書の様式変更の確認と今後の運営について

昨年度の意見を踏まえ、2017 年度版のフォームを変更した。目標総括と実施結果の項目を削除し、フォームを分かりやすくした。評価は年度内で完結するようにしている。外部委員からは、毎年このボリュームの目標と計画の作成は教員の負荷が大きいため評価項目をスリム化するなどして簡略版を作成する案が出された。

また、中長期的な視点での評価も必要であるという意見が出されたため、役職（各部長、学群長、学類長）の改選時期と合わせて、2 年毎に目標と計画を立て点検を行うこととした。また、大学は 7 年ごとに大学基準協会の認証評価を受けているが、評価の申請は 6 年毎に行うため偶数年で評価をすることが実際的である。

- ② 大学と地域との連携を強化するための地域連携協議会の検討

教学マネジメント委員会のもとに大学と地域との連携を目指す「地域連携協議会」を設置する事について検討を行った。

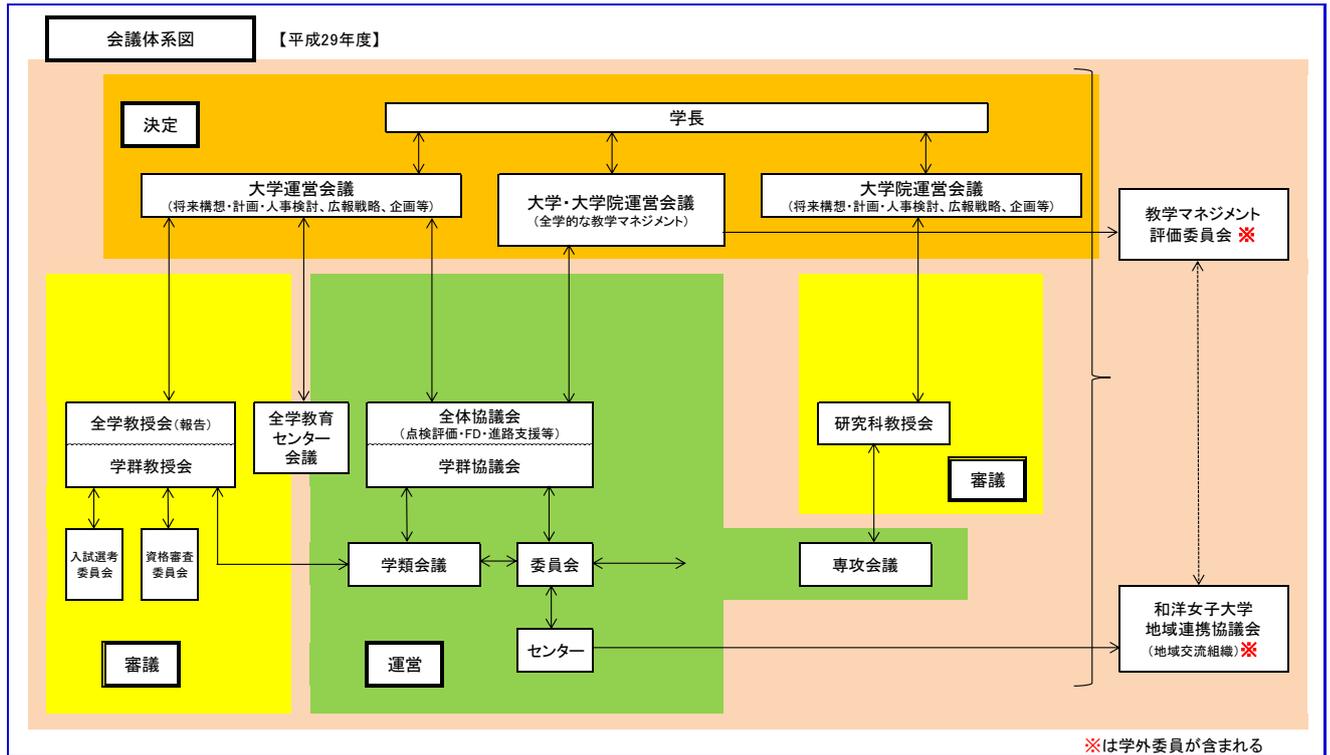
地域連携協議会は和洋女子大学と市川市の諸団体及び市民との連携・協働を推進し、市川市における経済、産業、文化等の諸活動の発展に大学が資することを目的としている。また、地域のニーズに応える教育、人材を輩出することで本学の教育・研究を充実させ、大学を地域の知の拠点として機能させることを目的とする協議会である。

教学マネジメント委員会は学長のガバナンスによって、教学をマネジメントするために置かれる委員会である。教学マネジメント委員会が自己点検や大学教育の評価といった監査的側面が強いのに対して地域連携協議会は地域での新しい取り組みを企画立案し、実行していくための企画運営組織である。

地域連携協議会を教学マネジメント委員会のもとに運営することを考えたが、上記の通りその性格が異なるためそれぞれを分けて、規程の作成を行うこととした。また、教学マネジメント委員会は自己点検業務などを所管する学事課が事務局を担い、地域連携協議会については地域との連携に重点を置くため地域連携センターが事務局を担うこととする。

地域連携協議会では地域施策の推進、生涯学習・社会人学び直し、市川市の企業や行政でのインターンシップの実施等をその役割とするが、教学マネジメント委員会の自己点検結果などについても地域との連携を強化する目的で協議の範囲とする。

教学マネジメント評価委員会と地域連携協議会の会議体系図



3. 教学マネジメント委員会の規程

○和洋女子大学教学マネジメント評価委員会規程

(設置)

第1条 和洋女子大学・大学院運営会議に教学マネジメント評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は以下の項目の点検評価を行い、教育の質的向上に資することを目的とする。

(1) 学長を中心とした教学マネジメント体制

(2) 大学の自己点検・評価

(3) 大学の内部質保証

(4) 3つのポリシーの達成度

(審議事項)

第3条 委員会は、前条に掲げる目的を達成するために、次の事項について協議・意見交換を行うものとする。

(1) 大学がとりまとめる「目標と計画」(目標および達成度)についての点検評価

(2) 大学の学部および大学院研究科等の教育課程の編成および研究に関する意見交換

(3) その他、前条の目的達成に必要な事項に関すること

(構成)

第4条 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 和洋女子大学・大学院運営会議構成員

(2) 地域自治体・地域企業関係者 若干名

(3) 有識者 若干名

(4) その他、委員会が定めた者

2 委員会に委員長を置く。委員長は学長が指名する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の開催は原則年1回とする。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

3 委員会には、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、和洋女子大学学事課が担当する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、和洋学園諸規程の管理規程の定めによる。

附 則

この規程は、平成29年9月29日から制定施行する。

4. 地域連携協議会の規程

○和洋女子大学地域連携協議会規程

(設置)

第1条 和洋女子大学に、和洋女子大学地域連携協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(目的)

第2条 協議会は、和洋女子大学と市川市の諸団体及び市民との連携・協働を推進し、それによって市川市における経済、産業、文化等の諸活動を発展させること、ならびに本学の教育研究を充実させることを目的とする。

(協議内容)

第3条 協議会は、前条に掲げる目的を達成するために、次の事項について協議・意見交換を行うものとする。

- (1) 地域の課題解決に向けた目標設定・計画に関すること。
- (2) 地域施策の推進や地域の課題解決のための関係機関との協議、地域との連携の取り組みに関すること。
- (3) 前各号の進捗状況、評価に関すること。
- (4) 前号を踏まえた継続協議・施策に関すること。
- (5) 市川市の地域課題の解決に資する本学の教育、研究に関すること。
- (6) 生涯学習事業の企画・立案及び連絡調整に関すること。
- (7) 本学学生の市川市における実務体験と地域貢献等に関すること。
- (8) その他、前条の目的達成に必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 協議会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 本学代表者 若干名
 - (2) 市川市代表者 若干名
 - (3) 市川市地域企業関係者 若干名
 - (4) その他、協議会が定めた者
- 2 協議会に会長を置く。会長は本学代表者から学長が指名する。

(会議)

第5条 協議会は会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の開催は原則年1回とする。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。
- 3 協議会には、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務)

第6条 協議会の事務は、本学地域連携センター事務室が担当する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、和洋学園諸規程の管理規程の定めによる。

附 則

この規程は、平成29年9月29日から制定施行する。

委員会名簿

学外委員

- 飯淵 貞明 委員（和洋女子大学名誉教授）
竹内 久泰 委員（株式会社竹内製作所 代表取締役）
伊与久美子 委員（社会福祉法人市川市社会福祉協議会 顧問）

学内委員出席者

- 岸田 宏司 学長
金子 建彦 副学長
太田 光洋 副学長
伊能 武次 人文学群長
柳澤 幸江 家政学群長
三浦 清進 人文科学研究科長
中島 肇 総合生活研究科長
家里 誠一 事務局長

事務局

- 大熊 優子 地域連携センター事務室長
谷口 圭子 教務課長
吉井 孝子 学事課長
川原 淑子 学事課長補佐（書記）